平成27年度火災警報器（連動型）設置業務委託（単価契約）仕様書

１．業務内容

本市内に居住する、65 歳以上の要介護高齢者並びに防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等及び重度身体障がい者に対し、生活上の便宜を図ることを目的とした日常生活用具給付事業にかかる火災警報器（連動型）の納品及び設置業務を行うこと。

受託者は、本市が指示する給付対象者の居宅に、種々の配線工事を伴った当該商品の取付工事を行うこと。また同時に、調整作業として緊急通報システムに対する駆動信号送信のシステム調整等を行い、火災警報器、警報ランプ付ブザー及び緊急通報装置の連動が正常に動作し、１１９番通報を行うかどうかの稼動確認を行うこと。

業務の詳細については、以下のとおりとする。

２．商品仕様

（１） 住宅用火災警報器

取り付け･取り外し及び附属部品の取り替えが容易にできる露出型の構造であり、確実に火災警報を発するもので、下記の仕様を満たすもの

項目	仕様
性能評価	日本消防検定協会の鑑定合格品 (NS マークが付与されているもの)
感知方法	煙感知式(光電式)
電源	AC100V 電源又はリチウム電池（10 年寿命タイプ）
数量	2 台を上限に設置
音量	警報音により火災警報を発するもので、1m 離れた地点で 70 デシベル以上の音量を発するもの
その他	（１）消防長が認める住宅用防災警報器及び感知器の性能の基準並びに設置の技術上の基準(平成 17 年 10 月 28 日大阪市(消)告示第 32 号)にかかる構造及び機能を満たしていること （２）緊急通報装置※や警報ブザー等外部接続機器を連動させることができるもの （３）緊急通報装置※との接続及び親機・子機との接続は、有線式・無線式は問わないが、本市の指定する緊急通報装置※と接続可能なものであること。 ※使用機種：ＮＴＴ製緊急通報装置（ＳＬ―8 号ボックス型またはＳＬ－10 号）

（２） 警報ブザー（ランプ付き）

取り付け･取り外し及び附属部品の取り替えが容易にできる露出型の構造であり、確実に住宅用火災警報器からの警報を受信し、音及び光を発し、火災発生を知らせることができるもので、下記の仕様を満たすもの

項目	仕様
電源	AC100V 電源
数量	1 台
音量	1m 離れた地点で 70 デシベル以上の音量を発するもの
その他	（１）点灯機能を有するもの （２）屋外で使用できるもの（防雨形） （３）本市の指定する緊急通報装置※及び住宅用火災警報器に連動させることができるもの ※使用機種：ＮＴＴ製緊急通報装置（ＳＬ―8 号ボックス型またはＳＬ－10 号）

（３） 参考製品

下記に示す参考製品と同等品以上の物とし、それ以外の製品を取り扱う場合は、入札前に事前に担当課の承諾を得ること。

・有線式の参考製品

製造元：パナソニック株式会社

品名	品番	備考
住宅用火災警報器（有線式）	SH28417（親器） SH28427（子器）	連動型 AC100V 電源要
警報ランプ付ブザー	EA5501	屋側用 AC100V 電源要
移報接点アダプタ	SH2890	

・無線式の参考製品

製造元：ホーチキ株式会社

品名	品番	備考
住宅用火災警報器（無線式） 煙式（光電式 2 種）	SS-2LR	住宅用火災警報器（無線式） リチウム電池（内蔵） 電池寿命 10 年
警報ランプ付ブザー	EA5501	屋側用・AC100V 電源要
無線アダプタ	SSIAHCC	

３．業務詳細

（１） 受注

本市から受託者あてに連絡票(様式 1)を送付することにより随時発注を行う。

ただし、年度末については、大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課(在宅サービス事業グループ)と調整のうえ,年度内に設置業務が完了できる受注期限を定めること。

（２） 納入期限

納入日時について、連絡票（様式 1）に記載の納入期限内（概ね 2 ヵ月）に納入すること。

ただし、利用者の都合、又はその他やむを得ない事情によるものはこの限りではない。

なお、年度末においては、上記（１）の受注期限までに発注されたものは、年度内に設置業務を完了すること。
万一、連絡票（様式1）に記載した納入期限を超過する場合は各区保健福祉センター（福祉業務担当）へ連絡すること。

（３） 調整

消防署及び緊急通報装置設置業者と連携を蜜にし、利用者と納入日時の調整を行うこと。

（４） 納品・設置

(ア)納品・設置作業に際しては、次の図を参考にした作業員用名札を着用すること。

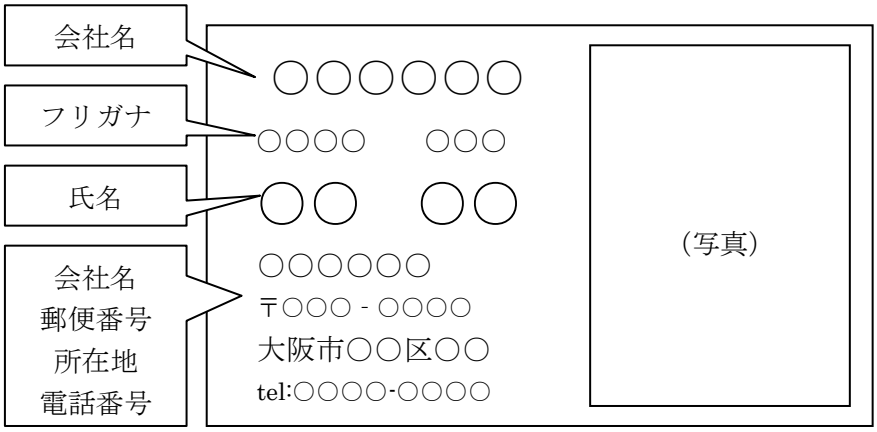

(イ)商品納入時、利用者へ使用方法及び警報音の解除操作など、取扱説明書に基づいた商品の説明を必ず行うこと。

(ウ)納入の際は、商品と引き換えに在宅高齢者日常生活用具給付券(様式2)又は火災警報器（連動型）受領書（様式3）を受領すること。なお、受領者については利用者本人とすること。
(業者納入日、受領者氏名の記入と押印を確認すること)

(エ)使用する配線については２芯配線２芯電源線を必要本数用意し、機器との結線を行うこと。モールなどを使用して配管を行うこと。配線の長さについては利用者の居宅に応じて５～２０メートル程度にて対応できるように用意しておくこと。緊急通報装置まで配線すること。

(オ)屋外への配線の引き出しについては、ドリル等を用いて建物の外壁に穴を穿って引き出すこと。配線を引き出した後は、雨風などが入らないよう処置を施すこと。

(カ)設置場所については、居宅の状況に応じ、利用者と協議のうえ決定すること。

品　　名	設　置　場　所
住宅用火災警報器	寝室及び台所等に2台を上限に設置
警報ランプ付ブザー	屋外の玄関脇
移報接点アダプタ	緊急通報装置から警報ランプ付ブザーまでの任意の２箇所

(キ)住宅用火災警報器の設置位置については平成16年11月26日付け総務省令第138号「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省

令」に基づき下記のとおり設置を行うこと。

天井取付の場合	壁又ははりから0.6m以上はなれた天井の屋内に面する部分(平成16年総務省令第138号第7条第2号イ)
壁取付の場合	天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分(同第7条第2号ロ)
エアコン･換気口付近への取付	換気口等の空気吹出し口から1.5m以上離れた位置(同第7条第3号)

(ク)商品の設置にあたっては、確実に作動することを担保し、安全性にも充分に配慮した設置を行うこと。

(ケ)商品の給付決定後に利用者の自己都合により申請を取り下げた場合や、商品の設置以外の追加工事の希望により発生した費用については利用者負担とする。

(コ)設置に際しては、各種法令等遵守の上設置を行うこと。

（５） 報告

納入月の翌月 10 日までに納入報告書（様式 4)、納入先一覧(様式 5)、設置業務報告書(様式 6）に在宅高齢者日常生活用具給付券(様式 2)又は火災警報器（連動型）受領書（様式 3）を添えて、本市発注担当へそれぞれ提出し、履行完了の報告を行うこと。ただし、年度末については、早急に報告を行うこと。

（６） 支払い方法

支払い方法については、毎月の実績払いとする。

（７） 情報管理

本業務については、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- 本業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- 本業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- 本業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- 必要に応じて、本市職員による立ち入り検査を受けること。

４．契約方法

1 件あたりの単価契約

５．納入期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

６．予定数量

24 件（1 台設置 8 件、2 台設置 16 件）

※ただし、予定数量については、概算であり件数を確約したものではなく、件数が増減することがある。

７．業務対象範囲

大阪市全域

８．特記事項

（１） 納品・設置については特段事情がない限り、平日 9 時から 17 時を原則とする。

（２） 借家に居住する利用者が家主等（住宅管理者）から設置にあたって申請書類の提出を求められた場合は、受託者において作成すること。

（３） 契約商品が製造中止となった場合には、主管担当の承認を得た上で後継機種に変更することができる。

（４） 受託者は、本業務にかかる処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

（５） 本契約の履行に際して、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）の趣旨を踏まえ、別紙 1「特記仕様書」を遵守すること。

（６） 契約の履行に際して、「大阪市暴力団排除条例」に基づき、別紙１「暴力団等の排除に関する特記仕様書」を遵守すること。

（７） 受託者は、契約後すみやかに作業従事者の体制表(様式 7)を報告すること。

（８） 契約の履行に際して、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、別紙２「車両使用に係る特記仕様書」を遵守すること。

９．担当

〒530－8201
大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課
久保田　大志
Tel：06-6208-8052
Fax：06-6202-6964

（様式 1）

連動型依頼 No,

平成　　年　　月　　日

御中

大阪市福祉局
高齢福祉課
障がい支援課
（担当：　　TEL 6208-　）

連　絡　票

下記のとおり、.....について取り扱いよろしくお願いいたします。

記

フリガナ	
氏　　名	
住　　所	
連絡先	
ＩＤ	
火災ＩＤ	
納入期限	平成　年　月　日
台　　数	
種　　別	【　高　　齢　・　障がい　】
備　　考	

工事日程等は、所轄消防署及び緊急通報システム委託業者と調整願います。

（様式２）

在宅高齢者日常生活用具給付券

発行番号	第　　号		
対象者氏名		生　年　月　日	年　月　日
現　住　所			
申請者氏名			
用具種別			
自己負担額		納入期限	

平成　年　月　日

大阪市○○区保健福祉センター所長

業者が納入した日	年　　月　　日
用具受給者 氏　　名	印 対象者との続柄（　　）
備　　考	対象者は、本券と引き換えに用具を受領してください。 その際記載された自己負担額を業者にお支払下さい。

（様式３）

依頼 NO.

火災警報器（連動型）受領書

（重度障がい者日常生活用具給付等事業における給付分）

対象者氏名	
住　　所	
受領者氏名	印 （対象者との関係：　　）
受領年月日	平成　　年　　月　　日

※この火災警報器（連動型）受領書は、機器の納入を受けた後に、納入業者へご提出いただきますようお願いいたします。

（様式４）

平成　　年　　月　　日

大阪市福祉局長　様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

平成 27 年度火災警報器(連動型)設置業務委託(単価契約)　納入報告書

標題について、次のとおり商品の納入、設置を行いましたので報告します。

記

１．　納入、設置台数

平成　　年　　月分

種別	納入、設置台数
【 高齢 ・ 障がい 】 火災警報器(連動型)	１台設置　　件
	２台設置　　件

２．　納入場所

別紙納入先一覧(様式 5)のとおり

(様式５)

納入先一覧【火災警報器（連動型)】

【 高齢 ・ 障がい 】　　(平成　　年　　月分)

No.	区名	対象者氏名	受注日	納品日	備　考

（様式６－１）

平成 27 年度火災警報器(連動型)設置業務委託(単価契約)設置業務報告書

NO.	高 ・ 障	氏名		
受注日	平成　　年　　月　　日		納入･設置日	平成　　年　　月　　日
住所･連絡先	電話　(　　)　　－			
【住宅用火災警報器　設置前写真】				
【住宅用火災警報器　設置後写真】				

※必要に応じ複写して使用すること

【屋外ブザー　設置前写真】

【屋外ブザー　設置後写真】

【移報接点アダプタ　設置前写真】

【移報接点アダプタ　設置後写真】

※必要に応じ複写して使用すること

（様式 7）

平成　　年　　月　　日

大阪市福祉局長　様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名　　㊞

平成 27 年度火災警報器（連動型）設置業務委託（単価契約）作業体制表

平成 27 年度火災警報器（連動型）設置業務委託（単価契約）を次の体制にて行いますので、報告します。

［作業実施体制］

担当者名	電話番号	担当する作業内容	非常時の連絡先

（別紙 1）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

１　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、　大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特　記　仕　様　書

（条例の遵守）【5 条関係】

第１条　受注者および受注者の役職員は、平成２７年度火災警報器（連動型）業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成　18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6 条 2 項・12 条 2 項関係】

第２条　受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7 条 2 項関係】

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17 条 4 項関係】

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21 条関係】

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

そ　の　他　特　記　仕　様　書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（０６－６２０８－７９１１）に報告しなければならない。

（別紙２）

車両使用に係る特記仕様書

1　本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車を除く）は車種規制適合車等でなければならない。

「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例第 40 条の 14 第 9 項に定める自動車であり、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

2　荷物又は廃棄物の搬出に際して、本市職員が「適合車等標章交付請求書のコピー※」の提示を求めた場合には、協力すること。

（※　「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。）

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
　自動車排ガス対策グループ
電話：０６－６６１５－７９６５